

## 認定試験所管理台帳

登録番号 ; JCLA 36  
 登録年月日; 2006. 12. 10 (初回登録2002. 12. 10)  
 試験所名称; オルガノ株式会社 開発センター 分析部  
 住 所; 〒229-0012 神奈川県相模原市西大沼4-4-1  
 TEL 042-702-7823 FAX 042-702-7843

## 認定範囲;

JCLA分類			試験項目	試験規格番号
分野	対象	試験技術		
1	20	E05	ジクロロメタン	JIS K 0125-1995 5.1及び5.2
1	20	E05	ジブロモクロロメタン	
1	20	E05	テトラクロロメタン (四塩化炭素)	
1	20	E05	トリクロロメタン (クロロホルム)	
1	20	E05	トリブロモメタン (ブロロホルム)	
1	20	E05	ブロモジクロロメタン	
1	20	E05	1,2-ジクロロエタン	
1	20	E05	1,1,1-トリクロロエタン	
1	20	E05	1,1,2-トリクロロエタン	
1	20	E05	1,1-ジクロロエテン (1,1-ジクロロエチレン)	
1	20	E05	cis-1,2-ジクロロエテン (cis-1,2-ジクロロエチレン)	
1	20	E05	trans-1,2-ジクロロエテン (trans-1,2-ジクロロエチレン)	
1	20	E05	テトラクロロエテン (テトラクロロエチレン)	
1	20	E05	トリクロロエテン (トリクロロエチレン)	
1	20	E05	1,2-ジクロロプロパン	
1	20	E05	1,3-ジクロロ-1-プロペン	
1	20	E05	1,4-ジクロロベンゼン (p-ジクロロベンゼン)	
1	20	E05	ジメチルベンゼン(キシレン)	
1	20	E05	ベンゼン	
1	20	E05	メチルベンゼン(トルエン) /用水・排水	

JCLA分類			試験項目	試験規格番号
分野	対象	試験技術		
10	10	E05	四塩化炭素	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年7月厚生労働省告示第261号、一部改正平成18年厚生労働省告示第191号:別表第14に定める方法)
10	10	E05	1,1-ジクロロエチレン	
10	10	E05	シス-1,2-ジクロロエチレン	
10	10	E05	ジクロロメタン	
10	10	E05	テトラクロロエチレン	
10	10	E05	トリクロロエチレン	
10	10	E05	ベンゼン	
10	10	E05	クロロホルム	
10	10	E05	ジブロモクロロメタン	
10	10	E05	ブロモジクロロメタン	
10	10	E05	ブロモホルム	
10	10	E05	総トリハロメタン/飲料水	
1	20	A03	ナトリウム	JIS K 0553-2002-5.2
1	20	A03	カリウム	JIS K 0553-2002-6.2
1	20	A03	カルシウム	JIS K 0553-2002-7.3
1	20	A03	マグネシウム	JIS K 0553-2002-8.3
1	20	A03	銅	JIS K 0553-2002-9.3
1	20	A03	亜鉛	JIS K 0553-2002-10.3
1	20	A03	鉛	JIS K 0553-2002-11.2
1	20	A03	カドミウム	JIS K 0553-2002-12.3
1	20	A03	ニッケル	JIS K 0553-2002-13.2
1	20	A03	コバルト	JIS K 0553-2002-14.2
1	20	A03	マンガン	JIS K 0553-2002-15.3
1	20	A03	クロム	JIS K 0553-2002-16.2
1	20	A03	アルミニウム	JIS K 0553-2002-17.2

JCLA分類			試験項目	試験規格番号
分野	対象	試験技術		
1	20	A03	鉄／超純水	JIS K 0553-2002-18.3